

横浜税関船陸交通協会と  
「密輸防止のための協力強化を目的とした覚書」  
(MOU)を締結しました！



平成 30 年 5 月 11 日（金）、横浜税関船陸交通協会第 40 回通常総会において、横浜税関と横浜税関船陸交通協会との間で「密輸防止のための協力強化を目的とした覚書」（MOU）を締結しました。

当関における MOU の締結は、平成 4 年の横浜税関保税会との MOU 締結以来、実に 26 年ぶりとなります。

今回の MOU の締結は、当関と多岐にわたる業種を網羅する同協会及び会員の皆様との更なる協力関係の強化につながるるとともに、社会悪物品及び近年急増している金地金等の密輸摘発には情報が極めて有効であることを改めて会員の皆様に認識していただく契機となり、不審情報の提供につながるものと期待しております。



固い握手を交わす藤木会長と片山税関長



覚書（MOU）に署名

## 密輸防止のための協力強化を目的とした覚書

不正薬物、銃器及びテロ関連物資並びに金地金等（以下「不正薬物等」という。）の密輸は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全・安心並びに合法的な貿易に関係する全ての当事者にとって有害であること、そして、船舶又は船舶に積載される積荷（旅客又は乗組員の携帯品及び船用品を含む。）を利用して行われる可能性があること

不正薬物等の密輸の多様化・巧妙化に対処するため、横浜税関が取締りの強化を必要としていること

横浜税関と横浜税関船陸交通協会との協力関係の強化が、不正薬物等の取締りにおいて、横浜税関にとって有意義なものであること

また、そのような協力関係は、横浜税関船陸交通協会及びその顧客等合法的な貿易に従事する全ての当事者にとっても有益なものであること

を認識のうえ、不正薬物等の密輸防止のために横浜税関と横浜税関船陸交通協会は次のとおり合意した。

- (1) 横浜税関と横浜税関船陸交通協会との協力関係をさらに強化すること。
- (2) 横浜税関と横浜税関船陸交通協会との協力関係の強化方法について、共同して検討していくこと。
- (3) 横浜税関及び横浜税関船陸交通協会が抱える課題と問題点の相互理解に努め、両者の有意義な情報交換を促進すること。
- (4) 横浜税関及び横浜税関船陸交通協会との協力に関するガイドラインを横浜税関職員及び横浜税関船陸交通協会会員に対し周知徹底するよう努めること。

なお、この覚書及びガイドラインは法令に基づく義務を免除するものではないことを確認する。

平成 30 年 5 月 11 日

横 浜 税 関 長

横浜税関船陸交通協会会長

片山一夫

森本幸史